

H26. 9 策定

## 部位・部材区分の参考資料

<目 次>

1.	ボックスカルバートの部材区分 .....	1
2.	主桁・床版・地覆の部材区分.....	1
3.	プラケットの部材区分 .....	4
4.	パイルベント橋脚の部材区分.....	5
5.	地覆・高欄・防護柵の部材区分 .....	5
6.	歩車道境界の部材区分 .....	7
7.	橋脚・橋台等における天端拡幅の部材区分 .....	7
8.	伸縮装置付近の部材区分.....	8

## 1 ボックスカルバートの部材区分

ボックスカルバートの部材は、下図のとおり、頂版→床版、側壁→橋台（堅壁）、隔壁→橋脚（柱部・壁部）、ウイング→橋台（翼壁）として損傷を評価する。

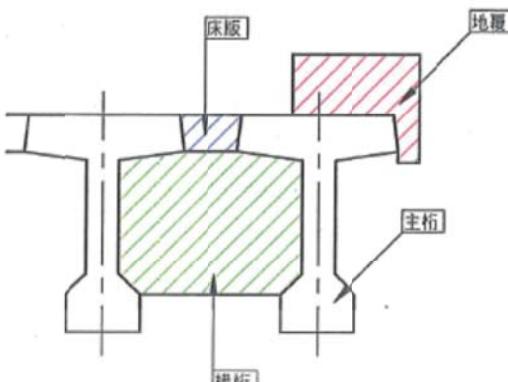
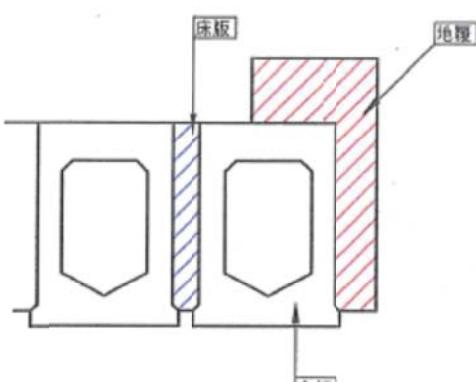
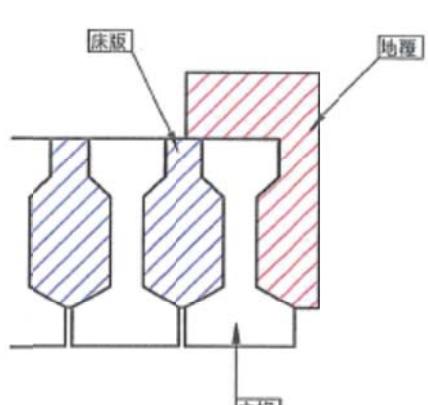
部材区分	要領関連ページ
	「付録一3 定期点検結果の記入要領」 P10、11
	「付録一3 定期点検結果の記入要領」 P10、11

## 2 主桁・床版・地覆の部材区分

### (1) T桁、ホロ一桁、I桁における主桁・床版・地覆の区分

T桁、ホロ一桁、I桁における主桁、床版、地覆の部材区分は下図を標準とし、間詰部は床版として損傷を評価する。

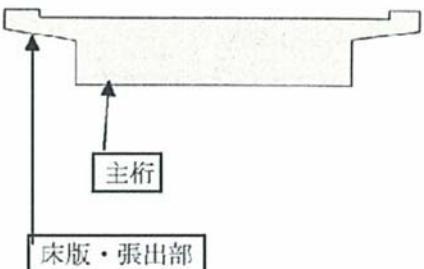
(出典:平成25年度 中部地方整備局管内橋梁診断業務 橋梁点検の統一事項と留意点)

部材区分	要領関連ページ
【T桁】	「付録—3 定期点検結果の記入要領」 P19、24 
【ホロー一桁】	「付録—3 定期点検結果の記入要領」 P19、24 
【I桁】	「付録—3 定期点検結果の記入要領」 P19、24 

## (2) 床版橋における主桁・床版の区分

床版橋における主桁・床版の区分は以下を標準とする。(床版橋も主桁と床版に区分する。)

(出典:平成25年度 中部地方整備局管内橋梁診断業務 橋梁点検の統一事項と留意点)

部材区分	要領関連ページ
	「付録一3 定期点検結果の記入要領」 P19

## (3) RC床版における床版、地覆の区分

床版と地覆の境界が明確でない場合は、下面を床版、側面を地覆とする。

(出典:平成25年度 中部地方整備局管内橋梁診断業務 橋梁点検の統一事項と留意点)

部材区分	要領関連ページ
<p>床版と地覆の境界が明確な場合</p>	「付録一3 定期点検結果の記入要領」 P14、24
<p>床版と地覆の境界が不明確な場合</p>	「付録一3 定期点検結果の記入要領」 P14、24

### 3 ブラケットの部材区分

ブラケットは、横桁として扱う。

(出典：平成 23 年度管内橋梁検査等業務教育・指導資料 平成 23 年 7 月  
(財) 海洋架橋・橋梁調査会 関東支部)

部材区分	要領関連ページ
	「付録一3 定期点検結果の記入要領」 P14

#### 4 パイルベント橋脚の部材区分

パイルベント橋脚は、基礎杭を橋脚天端位置まで立ち上げ、杭頭部を鉄筋コンクリート梁で結合した橋脚形式である。パイルベント橋脚の部材区分は、地盤面より露出している部分を全て橋脚として扱い、地盤面より下を基礎として扱う。(フーチングのある橋脚については、フーチングまでを橋脚として扱う。)

部材区分	要領関連ページ
 パイルベント橋脚 PCウェル橋脚 【柱状体の橋脚】 【フーチングのある橋脚】	「付録一3 定期点検結果の記入要領」 P11

#### 5 地覆・高欄・防護柵の部材区分

##### (1) 防護柵と高欄の区分

車両が衝突する可能性がある（最も車道よりの）施設は、（高欄ではなく）防護柵とする。

(出典：平成 23 年度管内橋梁検査等業務教育・指導資料 平成 23 年 7 月  
(財) 海洋架橋・橋梁調査会 関東支部)

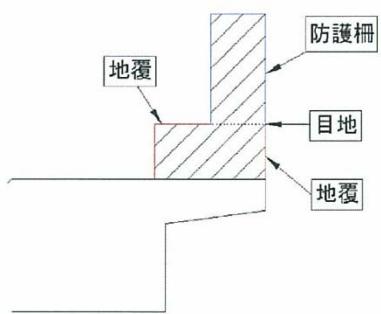
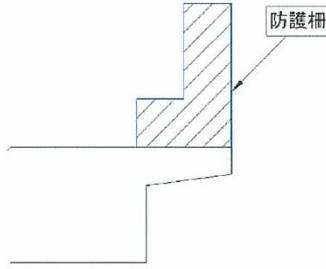
部材区分	要領関連ページ
 ※歩車道境界部は防護柵とし、歩道外側は高欄とする。	「付録一3 定期点検結果の記入要領」 P24
 ※歩車道境界部に柵がないため、歩道外側を防護柵とする。	「付録一3 定期点検結果の記入要領」 P24

## (2) 防護柵・高欄と地覆との区分

防護柵（又は高欄）の外側に明確な目地がある場合は、目地から上側を防護柵（又は高欄）とし、目地から下側を地覆とする。

また、防護柵（又は高欄）の外側に明確な目地がない場合は、全て防護柵（又は高欄）とする。

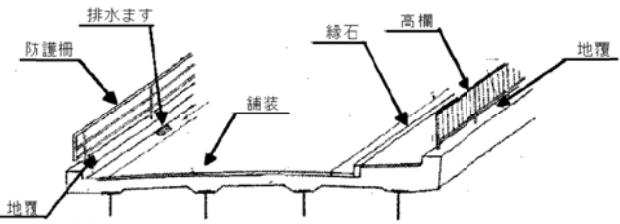
（出典：平成 25 年度 中部地方整備局管内橋梁診断業務 橋梁点検の統一事項と留意点）

部材区分	要領関連ページ
 防護柵（又は高欄）の外側に明確な目地がある場合	「付録一3 定期点検結果の記入要領」 P19、24
 防護柵の外側に明確な目地がない場合	「付録一3 定期点検結果の記入要領」 P19、24

## 6 歩車道境界の部材区分

車道部と歩道部の境界は、縁石とする。

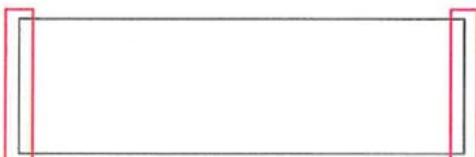
(出典：平成 23 年度管内橋梁検査等業務教育・指導資料 平成 23 年 7 月  
(財) 海洋架橋・橋梁調査会 関東支部)

部材区分	要領関連ページ
	「付録一3 定期点検結果の記入要領」 P24

## 7 橋脚・橋台等における天端拡幅の部材区分

橋脚・橋台等の天端拡幅は、落橋防止システムとする。その際、全幅にわたって拡幅しているものについては、下部工の要素番号に合わせる。

(出典：平成 23 年度管内橋梁検査等業務教育・指導資料 平成 23 年 7 月  
(財) 海洋架橋・橋梁調査会 関東支部)

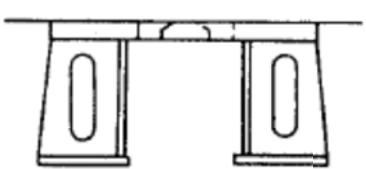
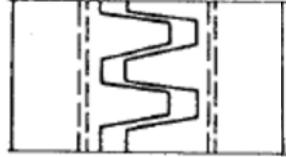
部材区分	要領関連ページ
	「付録一3 定期点検結果の記入要領」 P23、30

## 8 伸縮装置付近の部材区分

伸縮装置の後打ちコンクリートも伸縮装置として扱うこととし、伸縮装置付近の路面の凹凸は、以下の部材とする。

- ・フェースプレート、伸縮金物と後打ちコンクリートの段差 → 伸縮装置
- ・後打ちコンクリートと舗装の段差 → 舗装

(出典:平成 25 年度 中部地方整備局管内橋梁診断業務 橋梁点検の統一事項と留意点)

部材区分の明確化	要領関連ページ
  (b) 鋼 フィン ガージョイント(片持式)	「付録一3 定期点検結果の記入要領」 P25